

令和7年度東京都多重債務問題対策協議会

相談部会・貸金業部会合同会議

議事録

令和8年1月15日（木）

東京都消費生活総合センター 17階教室Ⅰ・Ⅱ



午前9時58分開会

○高村相談課長 大変お待たせいたしました。少々早いのですが、全員おそろいになりましたので、ただいまから令和7年度多重債務問題対策協議会相談部会及び貸金業部会の合同会議を始めさせていただきます。

私は、東京都消費生活総合センター相談課長の高村でございます。本日の司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、相談部会長の東京都消費生活総合センター小菅所長より挨拶を申し上げます。

○小菅部会長 皆さん、おはようございます。相談部会長を務めております東京都消費生活総合センター所長の小菅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、日頃より東京都の多重債務問題対策の推進に御理解・御協力を賜り、感謝申し上げます。また、本日はお忙しい中、この会議に御出席くださり、厚く御礼申し上げます。

相談部会では、平成20年度以降、東京都と23区・26市・1町が共催し、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センターなどの法律専門相談窓口をはじめ、各団体相談窓口及び生活再生窓口の御協力をいただいて、特別相談「多重債務110番」を9月と3月の年2回実施しております。9月に実施いたしました特別相談の結果は、後ほど報告させていただきますが、前年度よりも特別相談の全体件数、特に若い人からの相談割合が増えてきております。また、特別相談に限らず、今年度上半期は前年同期に比べて相談件数が増加しており、これまで多かった生活苦による借金以外に、ギャンブルや押し活といった嗜好をきっかけとした債務の相談が目立ってきています。

最近相談が増加している20歳代の債務者に、より相談しやすい環境をつくるため、昨年度から特別相談に際し、YouTubeやTVerなどの動画配信サービスを利用した広報を始めました。3月に予定している今年度第2回の「多重債務110番」についても同様に、動画をはじめ、できるだけ多くの媒体を活用し、積極的な広報に努めてまいりたいと考えております。

多重債務問題は、消費生活行政のみでは決して解決できるものではございません。多重債務問題対策をより効果的に進めていくには、貸金業の状況や対策など、行政の情報と司法、警察、各種団体の情報を共有し、緊密な連携を図りながら取り組んでいくことがとても重要であると考えております。引き続きの御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

○高村相談課長 続きまして、貸金業部会長より御挨拶いたします。東京都産業労働局、原金融部長、お願いいたします。

○原部会長 貸金業部会長を務めております東京都産業労働局金融部長の原と申します。よろしくをお願いいたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。また、日頃より東京都の多重債務問題対策の推進に多大なる御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

貸金業部会におきましては、今年度も皆様に御協力をいただきながら、ヤミ金融被害や金融トラブルの防止に向け、普及啓発活動に取り組んでまいりました。昨年6月と11月には、皆様方の団体、それから埼玉県、千葉県、神奈川県と連携しまして、一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンを実施いたしました。同じく11月には、都内の区部と多摩地域で開催されるイベントに出展し、普及啓発活動を行いました。

また、年間を通じまして、金融トラブルを未然に防止するため、高校生や大学生をはじめとした若年層や高齢者層を対象に、金融の基礎知識の習得を図り、トラブル事例を紹介する出前講座を日本貸金業協会様と連携して開催しております。

今後とも、ヤミ金融被害や金融トラブルの防止に向け、相談部会の皆様も含めまして、関係機関の皆様としっかりと連携をして取り組んでまいりたいと考えております。本日はよろしくをお願いいたします。

○高村相談課長 それでは、委員の皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思います。相談部会委員、貸金業部会委員の順に、それぞれ名簿順でお願いいたします。

それでは、相談部会の皆様です。

東京弁護士会、松原委員、お願いいたします。

○松原委員 おはようございます。東京弁護士会の弁護士の松原と申します。今お話を伺っておりましたが、私も東京弁護士会の法律相談センターの相談状況等を色々と聞いてきたのですが、やはり若年層の多重債務相談が増えているのと、その原因がギャングブルというのはどこも一緒なのだと思って聞いておりました。本日はよろしくをお願いいたします。

○高村相談課長 第一東京弁護士会、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 第一東京弁護士会の弁護士の田中です。本日はよろしくをお願いいたします。

○高村相談課長 第二東京弁護士会、笹森委員は所用により御欠席となります。

東京司法書士会、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会、司法書士の安藤でございます。前回までは役員として出席をしておりましたが、任期満了で役員を退任いたしまして、今は現場で債務整理を担当する部署の一委員として活動しております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○高村相談課長 日本司法支援センター、生田委員、お願いいたします。

○生田委員 日本司法支援センター、東京事務所の副所長をしております生田と申します。御承知のとおり、法テラスは一定の資力未滿、資力に乏しい方の支援ということで無料の法律相談等を行っております。また詳しくは御説明させていただきますけれども、いろいろな窓口から法テラスを紹介していただくケースも増えているかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○高村相談課長 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 川の手市民の会の中村と申します。よろしくお願い致します。

○高村相談課長 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 米澤です。よろしくお願い致します。

○高村相談課長 足立区の石鍋委員は本日御欠席の御連絡をいただいており、代理として、足立区消費者センター神原所長に御出席をいただいております。お願いいたします。

○神原所長 代理で足立区消費者センター所長の神原といたします。よろしくお願い致します。

○高村相談課長 八王子市市民部消費生活センター所長、奈良委員、お願いいたします。

○奈良委員 八王子市消費生活センター所長の奈良です。よろしくお願い致します。

○高村相談課長 瑞穂町協働推進部産業経済課長、水村委員、お願いいたします。

○水村委員 瑞穂町産業経済課長の水村と申します。今日はよろしくお願い致します。

○高村相談課長 続きまして、貸金業部会の委員の皆様です。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会の中村委員と公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会の米澤委員は、相談部会でも委員として御就任いただいており、先ほど御紹介をいただきました。

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターの菅原と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○高村相談課長 財務省関東財務局東京財務事務所理財第四課長、岩崎委員、お願いたします。

○岩崎委員 関東財務局東京財務事務所の岩崎と申します。本日はよろしくお願いたします。

○高村相談課長 警視庁生活安全部金融犯罪対策室長、臼杵委員、お願いたします。

○臼杵委員 金融犯罪対策室長の臼杵でございます。私どもはヤミ金の取締りを実施しているところでございます。よろしくお願いたします。

○高村相談課長 警視庁刑事部暴力団対策課長の葛城委員は本日御欠席との御連絡をいただいております、代理として、暴力団対策課の長尾警部補に御出席いただいております。お願いたします。

○長尾警部補 本日代理で出席させていただいております暴力団対策課の長尾と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○高村相談課長 どうもありがとうございました。

続きまして、東京都側の出席者を紹介いたします。

中尾委員からマイクをお回しいたしますので、座席順に反時計回りで自己紹介をお願いしてもよろしいでしょうか。

○中尾委員 おはようございます。東京都生活文化局消費生活部取引指導課の特別機動調査担当課長、中尾と申します。私のほうでは、不適正な取引を行う事業者への行政指導・行政処分を手がけております。多重債務というところで、少なからず接点を持つと思われ、特に若い人、クレジット契約などを結び不本意な契約をさせられているような方たちへの救済につながるよう、事業者のほうの不適正取引の改善を目指しております部署でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○平課長代理 福祉局地域福祉課長代理の平と申します。福祉局では多重債務再生窓口を所管しています。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○熊谷オブザーバー おはようございます。産業労働局金融部貸金業対策課特別検査担当課長の熊谷と申します。警視庁からの派遣でございます。よろしくお願いたします。

○野呂委員 産業労働局貸金業対策課長の野呂と申します。両部会で委員を務めさせていただいております。よろしくお願いたします。

○阿部委員 おはようございます。消費生活部企画調整課長の阿部と申します。多重債務問題対策協議会、全体会の担当をしております。よろしくお願いいたします。

○福岡オブザーバー 東京都消費生活総合センター消費生活専門課長の福岡でございます。よろしくお願いいたします。

○小澤オブザーバー 保健医療局保健政策部で自殺総合対策を担当しております小澤と申します。よろしくお願いいたします。

○高村相談課長 皆様、それではどうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入ります。

合同開催の進行につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今回は相談部会が担当いたします。本日の会議は11時30分終了を予定としておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、相談部会事務局、佐々木から本日の配付資料の確認をいたします。

○佐々木課長代理 相談部会事務局、佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料について確認させていただきます。

まず机の上に、次第、座席表、各部会委員名簿を配付しております。出席表も配付しております。また、タブレットには次第の配付資料のとおり、会議次第、各部会出席者名簿のほか、資料1から10まで資料がございます。なお、資料10につきましては、非公開ということでお知らせしておりましたが、公開可という連絡をいただきましたので、公開に変更させていただきます。

非公開の資料は、資料6と9-1となっております。こちらにつきましては、取扱注意をお願いいたします。

そのほか、紙資料として、関東財務局様から、資料9-2に当たる家計すごろくの御案内をいただきましたので、委員のみなさまに1部ずつ配付させていただきました。

資料についての不備やタブレット操作について、不具合や御不明点がございましたら、お近くの職員までお声がけいただければと思います。

以上でございます。

○高村相談課長 タブレット等の不具合はないでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

初めに、次第1、東京都消費生活総合センターからの報告につきまして、当センター相談担当課長代理の佐々木から説明いたします。

○佐々木課長代理 引き続き、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料1「多重債務に関する相談状況」を御覧いただければと思います。

図-1は相談件数の推移でございます。平成26年度から令和7年度上半期までのグラフとなっております。多重債務の相談は、令和2年度頃まで減少傾向にありましたが、その後、やや増加傾向に転じております。月別件数がその下にございますが、今年度上半期、4月から9月までは233件と、昨年度の同時期は217件でしたので、16件ほど増加しております。

その下、表-1、契約当事者職業別件数を見ますと、給与生活者の割合が減少の傾向にあることが分かります。

表-2は契約当事者年代別件数ですが、20歳代について見ますと、令和3年度が104人、令和4年度が77人、令和5年度が90人、令和6年度が108人と、若い層の方が増えていることが分かるかと思えます。

資料2に参ります。こちらは「東京モデルの実施状況について」です。

平成20年1月から始めた東京モデルですが、これまでの総数は、右上にございましており2,478件となっております。ただ、ここ数年につきましては利用が減少している傾向にございます。

細かい内訳等は2ページ目を御覧いただければと思います。

資料3に参ります。3-1と3-2につきましては、昨年9月に開催されました令和7年度の第1回「多重債務110番」の実施報告となります。

資料3-1ですが、今回の110番において当センターで受け付けた多重債務の相談は56件、区市町村が44件、弁護士会、司法書士会、法テラス等の相談窓口は90件と、全体で190件となっております。後ほど資料3-2の参考1推移のグラフを御覧いただければと思いますが、特別相談についても、先ほどの多重債務相談全体と同様に微増の傾向にあります。都へ寄せられた相談件数だけを見ましても、前回の3月が49件でしたので、今回は7件多くなっております。最近の傾向といたしましては、20代、30代の若い人からの相談が増えてきていること。そして、若い世代の方については、副業詐欺などの悪質商法にだまされて消費者金融などで借金をしたことが、多重債務の直接の原因となっているケースが見られました。

また、資料3-1の2ページ目には、今回の特別相談に寄せられました事例を掲載しております。1つ目は、アイドルにはまってグッズやコンサートにお金をつぎ込む推し活か

ら多重債務になった例、2つ目は、高齢者の入院費や生活費の補填を原因とする事例、3つ目は、高齢者の母宛てに30年以上前の融資の督促が届いた例など、代表的な事例と、解決への道筋として「多重債務110番」で相談をお願いしている専門家の方からのアドバイスなどを掲載しております。

多重債務に陥っている人々の中には、適切な相談機関に自分自身の力ではたどり着けない方も多く存在しております。「多重債務110番」事業は、「多重債務相談は専門家に相談することで必ず解決できること」を広く都民に周知し、解決に導くという大きな使命がございます。今後もその役割を果たすべく、皆様の御協力を得ながら実施してまいりたいと考えております。

なお、今年度第2回の「多重債務110番」の実施概要については、前回、7月の相談部会で決定をさせていただいたところでございますが、3月2日月曜日、3日火曜日に実施いたします。弁護士会、司法書士会、法テラスなど関係機関の皆様には、例年どおり法律専門家等の派遣をお願いしているところでございます。

そのほか、特別相談当日には、家計診断の生活再生相談員、それから依存症の相談ができる精神保健福祉士、いわゆるカウンセラーを配置させていただく予定です。1月末に実施日時等のプレスを行い、ホームページ、X（旧ツイッター）、LINE等による周知を行いますとともに、都営地下鉄のビジョンや都内各施設へのポスターの掲示、都庁周辺のデジタルサイネージなどを活用した告知などを実施する予定でございます。また、前回、前々回に引き続き、15秒の動画を動画配信サービスで配信する動画広告なども行ってまいります。

多重債務問題対策協議会関係機関の皆様には、ポスター・チラシなどを後日配付させていただく予定ですので、周知への御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上、報告でございます。

○高村相談課長 ただいまの報告につきまして、御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

では、最後に質問を受け付けさせていただきたいと思いますので、先に進めさせていただきます。

2つ目、産業労働局金融部貸金業対策課からの報告となります。

○野呂委員 それでは、順に説明させていただきます。

資料4「都における貸金業対策」ですけれども、1に東京都知事登録業者数の推移を記

載しております。新規または未更新による業者の入れ替わりが例年1割程度発生しておりますが、総数としては近年、約550社で推移をしております。国内全体の約3分の1が東京都にのみ営業所を設置している都知事登録事業者となっております。

2に行政処分件数の推移を記載しております。東京都では、今年度、登録取消処分を1件、それとは別の事業者にも業務停止処分と業務改善命令を重ねて発出いたしました。登録取消処分については、長年にわたり貸金業法違反や廃業を繰り返してきた事業者に対して、登録を取消したものです。

3に苦情・相談件数の推移を記載しております。苦情相談の内容は個別様々ですけれども、実際には、貸金業登録がない事業者に関して、登録の有無を確認する問合せが全体の1割強と比較的多くなっております。

また、東京都独自の取組として、貸金業の登録更新を迎える事業者に対しまして、オンラインで講習会を開催しております。貸金業の登録は3年間有効であり、その間に新たな法令や考え方が出てきますので、最新の情報をインプットする目途で実施しております。

次に、資料5に移りまして、東京都の今年度の啓発宣伝活動につきまして説明させていただきます。

まず1、一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンについてですが、6月と11月に下のほうの参加機関、後援に記載させていただいた皆様からの御協力の下、一都三県の連携によるヤミ金融被害防止合同キャンペーンを実施いたしました。具体的取組を記載しておりますが、インターネット広告、ホームページ、SNS、電車や街頭のビジョン等、人目につく様々な媒体を活用し、啓発広報に取り組みました。

また、11月には、今年も立川市のイベント、たちかわ楽市に出展いたしまして、記載の取組を実施いたしました。関係者の皆様には、会場での人的応援、配布物の提供をいただきまして、大変ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

イベントは、11月8日は少し日差しも出ましたが、9日は気温もぐっと下がり、小雨が降り続く寒い一日となりました。そんな状況ではありましたが、皆様から御提供いただきましたグッズやリーフレットを入れたエコバッグを全量配布いたしました。たちかわ楽市では、楽市の名のとおり様々なブースで販売や配布をしておりましたが、袋を配布している団体は少なく、多くの人に好意的にお持ち帰りいただけました。その結果、普段、多重債務問題に関心の薄い皆様にも、我々の取組を届け、啓発を行うことができたことが一番の成果と考えております。

資料に戻りまして、東京都単独の街頭キャンペーンについて2に記載をしております。こちらはJ R新橋駅前、S L広場の新橋古本市に出展をいたしました。平日の夕方から夜にかけて、飲食等を目的にS L広場を通り抜ける方の波は相当なものがあり、加えて長年定期的開催されている古本市目当ての方も訪れており、こちらにおいても多くの方に取組を届けることができたかなと考えております。

3に出前講座について記載をしております。これまでの主な対象であった高校や専門学校に加え、今年度は高齢者向け施設や障害者支援施設といった機関からも新規に申込みを受け付けているところです。若者、高齢者等、年齢層に限らず、様々な被害が発生している状況ですので、多くの機関に御利用いただけるよう、広報に工夫を重ね、来年度につなげていきたいと思っております。

最後に、その他の取組として、東京都中小企業振興公社の会員企業へのチラシ送付、区のイベントへの出展を実施いたしました。

説明は以上となります。

○高村相談課長 ありがとうございます。

ただいま野呂委員から報告がありましたが、御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

それでは、これも併せて後ほど御質問がありましたら、お願いいたします。

続きまして、次第3、各団体・機関からの報告及び情報提供に入りたいと思っております。

まず、資料を御提供いただきました委員から御報告をお願いいたします。それぞれ5分程度で御報告をいただきたいと思っております。なお、質問につきましては、後ほどまとめてお願いいたします。

初めに、日本司法支援センター、生田委員、よろしくお願ひいたします。

○生田委員 それでは、資料6を御覧いただければと思います。

法テラス東京とありますけれども、新宿にある本所、あと立川にある多摩支部、また八王子にも出張所がございますし、都内では上野にも出張所がございます。本所・出張所を中心に相談を扱っております。

1つ目ですが、上の数字の入った枠のところを見てください。一番右端に3万5,000件とあります。これは全国での相談件数が30万件ぐらいですので、東京で11~12%ぐらいを扱っているということになります。

これは前回も御説明したのですが、注目すべきは、多重債務の相談で令和6年度は46.

5%となっています。これは10年ぐらい前の27年度を見ると31%となっており、多重債務に関する相談が非常に増えてきています。一方で、もう一つの大きな柱である家事事件についての相談が、10年前が30%だったのが20.6%に減っているということです。全体の相談件数はそんなに変わっていないので、この点は顕著な変化かなと思っております。

代理援助というのは、弁護士や司法書士を代理につけて相手方と交渉する、あるいは裁判上の手続を取るというものですが、これも令和6年度は62.2%が多重債務です。10年ぐらい前を見ると、50%でした。これに対して家事事件は、10年前は29%だったのが、令和6年度は24%と微減となっています。

この2つを合わせると86%を超えているということで、皆さんの弁護士をつける場合のイメージだと、貸金とか損害賠償請求がありますが、基本的に資力のない方々が対象ですので、そういう案件は非常に少なく全体で10%超というところですよ。

もう一つ報告すると、相談区分別件数というのが下の枠一番下の右から3番目に電話等とあります。3万5,000件の中の8,600件ぐらいが電話等による相談ということで、大体4分の1ぐらいということになっています。

電話等による相談は、令和5年4月から全面的に施行しています。その前もコロナの時期には試行的に電話相談を行いました。電話相談の占める割合が東京は大きく40%ぐらいが電話相談でした。現在も25%ということで、それなりに使われています。司法アクセスの観点からは、電話相談という相談の仕方が適しているのかなと思います。また、ウェブでの相談も可能ということになっています。

通常は、弁護士の事務所と依頼主の方のスマホとか自宅のパソコンをつないで、直接やり取りをして相談をする形態ですので、電話相談の需要もあるよというところも見ていただければと思います。

以上が報告となります。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 皆さん、お世話になっております。

それでは資料7でございます。私どもは、多重債務を負った相談者と、弁護士と家計についての専門家の2人1組で面談をいたします。家計についてのアドバイスをするなどし

て返済計画をつくり、債権者交渉し和解契約を結んで返済に結びつける、こういった活動に取り組んでおります。電話相談を発端として、債務の任意整理になじみそうな案件についてはカウンセリングに進むという流れですので、私どもの業務の指標としては、電話相談が一つの目安となります。

資料7を御覧いただきますと、電話相談の月別件数は、令和7年4月の少し右のところからかなり伸びております。9月、10月と非常に伸びていますが、原因はよく分かりません。11月になって少し減っていますが、昨年度の同月と比べたら、なお増えていますので、予断を許さない状況です。

次のページを御覧いただきますと、今年度はまだ終わっていませんので、4～11月分を各年度で比較しております。2年度はコロナの年でしたので、そこから件数が増え、7年度は3,675件とかなり増えていて、ほぼコロナ前の状況に至っています。

次のページは裁判所の統計ですが、自己破産の件数も年々増えています。全国的に見ても、環境はだんだん悪化していると推測されています。

このように多重債務者をめぐって非常に厳しい状況が続いていると思いますが、私どもは、来た相談に一生懸命取り組むことしかできませんので、今後どのような対策が講じられていくのかは、よく注視しています。

私からは以上でございます。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、日本貸金業協会、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 貸金業協会の菅原と申します。

資料8でございます。2025年度上半期の貸金業相談・苦情処理手続・紛争解決手続の受付状況、それから、金融経済教育・啓発活動について御説明をしたいと思います。

まず、1ページ目でございます。相談・紛争解決手続等の概要ですけれども、当協会の相談については、上半期で9,608件ということで、前年度より若干減少しました。ただ、内容を見ますと、返済困難に関する相談が710件ということで若干増加しておりますので、引き続き注視をしていきたいと思っております。

また、苦情処理手続は23件ということです。昨年度の上半期と比べて8件ほど減少しているのですけれども、過去数年の推移を見ても、右のグラフですが、高水準ということでもありますので、これも引き続き注視していきたいと思っております。

2ページ目ですけれども、若年層の金融トラブルについてです。24歳以下の相談では、

約7割が家族から、本人以外からということで、周囲の家族が異変を察知して相談されるケースが目立っています。金融トラブル全体は540件で、過去3年で最多ということでございます。特に副業・投資詐欺は高止まりしておりまして、20代、30代の若年・中堅層に被害が集中しているということでございます。

それから、3ページでございます。貸付自粛制度です。登録件数は昨年度の上半期と比べて減少しています。撤回が増加した結果、トータルでは受理件数としては前年より増加しておりまして、登録・撤回申告者の6割強が20代・30代となっています。登録の理由の約4割はギャンブルで、その中でも多くが周囲の勧めで登録に至っているということです。撤回理由の4分の1は、生活困窮による資金需要となっております。

続きまして、4ページ、生活再建支援カウンセリングですけれども、新規相談については減少していますが、継続相談者が増加という傾向でございます。相談理由は、本人、それから家族などの関係者ともに、遊興費ですとかギャンブルというものが中心になっております。今後も安定した支援体制を維持するために、現在、本部、支部でカウンセラーの養成と育成に注力をしているところでございます。

続きまして、5ページ目です。教育・啓発活動の上期の実績ですけれども、出前講座は大学ですとか高校を中心に26先で実施しまして、2,300名以上に実施をしております。

また、冊子「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK」というものを毎年更新しているのですが、これは若年者向けの金融経済教育の資料としまして、金融トラブル全般の防止を目的として、具体的なトラブル事例などを紹介しながら、被害に遭わないためのポイントなどについて、イラストを用いながら分かりやすく解説しております。この資料につきましては、消費生活センターですとか教育機関、警察などに無償で配布しておりますので、もし必要があれば、ぜひお問合せをしていただきたいと思いますと思っております。

6ページですけれども、引き続き啓発活動の実績です。これはユーチューブですとかティックトックなどのSNSを活用した効果的な情報発信ということで、毎月テーマを絞った注意喚起をSNSで発信しております。4～8月の数字ですけれども、5か月間で延べ264万回の視聴となっております。紙媒体だけでなく、やはり若者はSNSということですので、SNSを通じた幅広い層への啓発ということで実施をしております。

引き続き啓発活動、7ページですけれども、若年層向けの具体的な活動事例ということで、中央大学のキャンパスで、先ほど紹介しました「Q&A BOOK」を活用したクイ

ズラリーを実施しております。座学だけでなく、学生が主体的に参加できる形式で金融トラブルの防止を呼びかけたという事例でございます。

8 ページでございますけれども、外部機関との連携ということで、1 つ目は警視庁と連携をしまして、増加するぼったくり被害の注意喚起動画を作成しております。

2 つ目は、埼玉県のパートナー団体として登録を受けまして、大学等へのマッチングですとか出前講座を実施しております。

3 つ目は、全国公営競技施行者連絡協議会の助成を受けまして、ギャンブル依存防止をティックトック等で配信したというものでございます。各専門機関等と組むことで、より届きやすい発信を行っていくことを考えております。

続きまして、9 ページですけれども、金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況ということです。金融リテラシー向上コンソーシアムというのは、資金需要者等の金融リテラシー向上、それから金融トラブル防止を目的に令和5年に設立されまして、現在、14の貸金業者、クレジット会社、銀行に加入をさせていただいております。上半期は30先の59開催ということで、約4,800名にセミナーを実施しております。今年度より本格始動しました金融経済教育推進機構（J-FLEC）ですとか警察との共同開催も要望に応じて柔軟に対応しております。

最後に10 ページでございます。引き続き、金融リテラシー向上コンソーシアムの活動状況のトピックスですけれども、九州産業大学では、全14回の寄附講座を開催しております。110名の学生が単位取得科目として履修をしていただいたということでございます。また、将来現場で被害者と接する警察学校の学生を対象にしたセミナーも随時実施をしております、教育啓発の対象を戦略的に広げているというものでございます。

報告は以上でございます。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、資料9につきまして、関東財務局東京財務事務所、岩崎委員、お願いいたします。

○岩崎委員 東京財務事務所の岩崎でございます。

それでは、私のほうから資料9-1の御説明をさせていただきたいと思っております。

1 ページ目ですけれども、私どもの多重債務相談窓口の受付状況でございます。「1. 令和7年度の相談傾向」でございますけれども、全体としては4～11月の新規相談件数が294件ということで、前年同期よりも増加している状況でございます。

中段の左側の縦の棒グラフを御覧いただければと思うのですが、11月末までは294件なのですが、足元では既に341件ということで、令和6年度の353件を今年度は大きく上回るだろうという状況でございます。

続いて、年代別の特徴なのですが、これまでの皆様方からの説明にもあったように、20代の若年層の方の相談件数がかなり増えているという状況でございます。中でも発達障害ですとか、あとは鬱病もしくは適応障害のような精神的疾患を抱えていらっしゃる方の相談がかなり増えているということで、右側の円グラフを御覧いただければと思うのですが、このうち青の部分が発達障害の方、オレンジが精神的疾患を抱えていらっしゃる方の相談の割合です。令和6年は若干割合が少ないのですが、令和5年、あと令和7年も、大体3分の1ぐらいが精神的な疾患、発達障害という方からの相談となっております。

その下に相談事例ということで4つほど事例を紹介させていただいておりますけれども、下の2つです。発達障害のある子供が実家暮らしでアルバイトをしているが、金銭管理ができず複数の請求が届く。親としてどう対応すべきか分からないですとか、幼少期に発達障害の診断を受けた子供が大学入学後に居場所を見つけられずに休学。ネット上の交友関係を築くために借金をして品物を貢ぎ、収入がないため親に返済相談。親子で相談に来所ということで、借金をされている御本人はなかなか、当然借りたので返さなければいけないという自覚はあるのですが、あまり切羽詰まった状況ではない方が多くて、むしろ周りの親御さんたちのほうがかなり切羽詰まった状況で相談にいらっしゃる方がかなり増えているという状況でございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、多重債務相談傾向を踏まえた支援事例ということでございます。これまでもこちらの会合のほうで家計すごろくについては様々御紹介させていただいたのですが、こちらの支援事例も、家計すごろく、若年層向けに家計管理ができる金融経済教育ツールなのですが、これを用いた支援事例ということで紹介させていただきたいと思っております。

今回、豊島区と墨田区の2つの事例を紹介させていただきたいと思うのですが、それぞれ区のほうで行っている学習支援事業で活用いただいたということでございます。

まず左側が、豊島区の社会福祉協議会様から御相談いただきまして、中高生向けの学習支援事業で活用したいということで、一定期間こちらの家計すごろくを貸出しいたしました、その活用状況について広報紙で御紹介いただいたということでございます。

右側の墨田区のほうも、これは豊島区さんから御紹介いただいたということで、こちらにも同様に中学生向けの学習支援事業で使いたいということで要望いただきまして、家計すごろくを活用いただいたということでございます。なお、墨田区には、私どもの多重債務相談員が一緒に行きまして、講座のほうもさせていただいたということでございます。

あと、お手元に1枚チラシということで、資料9-2「家計すごろくのご案内」ということでお配りさせていただいております。こちらは借金回復編ということで、新しいバージョンなのですけれども、すごろくの中で支出と借金をしながら、ゴールでの借金の返済を目指して家計管理を勉強していただくというツールになっております。こちらも貸出しをしておりますので、もし活用したいという御要望がございましたら、お気軽にこちらのほうに御連絡をいただければと思います。

私のほうからは以上です。

○高村相談課長 どうもありがとうございました。

続きまして、東京都保健医療局保健政策部、小澤課長、よろしく願いいたします。

○小澤オブザーバー 東京都保健医療局の小澤です。

私のほうからは、多重債務も自殺の背景の一つであることから、毎回自殺の現状について御紹介をさせていただいております。

まず、資料10の1ページ目ですけれども、令和6年までの都内での自殺者数の推移です。御覧のとおり昨年は男女合計で大きく減りまして、2,000人を切っております。近年増加傾向にありましたので、これはよかったことと捉えております。全国的にも減少しております。

その次のページで自殺死亡率の推移もお示ししておりますが、こちらにも同様に減少しております。

ただ、一方で、その下の自殺者の年齢構成を御覧いただきますと、20歳代までがすごく増えておりまして、都内では若者の自殺が増加傾向にございます。全体数は減っておりますが、特に10代は増加をしております。これは皆様のお話とも重なるところかと思っております。

続いて、性別・年齢階級別の自殺の原因・動機の構成比を御覧ください。こちらは近年毎回ご紹介しているものになりますが、黄緑色のところが経済・生活問題で、その中に多重債務、その他負債が含まれております。特に男性において比較的大きな割合を占めておりまして、多重債務というのは、ちょっと見にくいのですが、緑色に黒い横棒が入ったカ

ラムになりますが、20代、30代、40代の男性では比較的大きな割合となっております。

皆様方への御相談が増えているということですので、恐らく御相談によりまして、生活の困難を脱せられた方もいらっしゃると思います。大変ありがたく思っております。

最後は参考になりますけれども、職業別の自殺者の割合構成。20代未満では学生さんが多いのですが、それ以上の方では、お仕事を持っている方が半数ぐらいいらっしゃるといふことと、失業されての無職の方も比較的多くいらっしゃいますので、生活、金銭面での困難を抱えている方も多くいらっしゃると思われまます。

年代別の死因につきましては、世界的に見ましても、10代、20代、30代の死因の1位が自殺というのはすごくまれなことになっておりまして、日本における大きな問題というふうに捉えられております。

私どもでは、心の悩みに関する相談窓口なども運営しておりますので、もし皆様方が御相談を受けられた際に、別な困難も抱えていらっしゃるということがございましたら、「ここナビ」という私どものホームページで、例えばDVですとか、そのほかには妊娠の問題、それから心の問題、様々な相談窓口を御案内しておりますので、そのページの御案内ですとか、お悩みに応じて、こういう窓口もあるよという御案内などもしていただけるとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

それでは、資料を頂いている団体からの報告は以上となります。

これまでの報告の中で気になること、もしくは質問したいことがございましたら、挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、資料は頂いていないのですが、今回まだ発言をされていない皆様に、近況の報告などをいただきましたらと思っております。

それでは、2～3分程度というところで御発言をお願いします。

では、松原委員、お願いいたします。

○松原委員 松原です。

先ほども少し申し上げましたけれども、やはり若年層の、しかもギャンブルとか推し活というのが原因になった多重債務が増えているというのは本当にそのとおりで、緩やかな精神疾患といいますか、鬱病とかというのももちろんあるのしょうけれども、ギャンブル依存症も当然疾患なわけで、そういう疾患の種類がどんどん増えていっているのかなと

いう気がします。

高齢者については、成年後見とか、補助とか意思決定の支援をする制度がありますが、若年者に対しては、よほどひどくならない限りは支援制度がないわけです。しかも、緩やかな精神疾患となると、そもそも見つけるのがとても難しいということで、何らかの法的な制度を創設すべきなのではないかという意見が最近出てくるくらい若年層の多重債務問題が増えています。法的な制度になるのには大分時間がかかってしまうと思うので、その前に皆様からも御協力いただいて、いろいろな啓発活動とか、講師とか講習をしていただければと思います。弁護士会もそれに組み込んでいこうと思っております。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 第一東京弁護士会の弁護士の田中です。

私は弁護士会では法律相談関連の委員会の委員もやっておりますので、そのデータがあります。クレサラ相談というのを東京三会の2つの相談センターでやっておりますが、どちらのセンターでも相談件数がすごく増えてきておりまして、おとし、去年、今年とすごく伸びております。その結果、相談件数としては、コロナ前の水準を超えている状況です。多重債務問題はまだまだ続いているということになると思います。

クレサラ相談のデータとしては、毎回お話しいただいている投資詐欺などの相談も当然ありますが、やはり全体としては生活苦を原因とする相談が多数を占めている状況です。貸金業部会との合同ということで一応申し上げると、相談センターで担当している中でのヤミ金関連の相談は、ここ数年はほとんどない状況になっております。

あと、これは私個人の状況ですが、先ほど報告事項の3（1）③でありました令和7年第1回「多重債務110番」で、私は自治体のほうで相談を担当いたしまして、破産相当ということで2件受任することになったのですが、2件とも社協の融資が含まれておりまして、そこからみても、生活苦関連の問題が多重債務の一番大きな課題であるということには変わりないのではないかと考えております。

弁護士会でもとしましても、主に法律相談を通じてとなりますが、今後とも多重債務への取組を今後も進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 司法書士会でも相談センターの中で多重債務というカテゴリがありまして、相談を受けておりますが、特段、司法書士会で債務整理の相談がものすごく増えているとは聞いておりません。

個人的な肌感覚で、今日のみなさまのお話とも整合するのですが、若い方の相談を受けることが結構多いと感じております。

あとは、10年前、20年前ですと、何が原因で借金したんですかと質問すると、ギャンブルがとか、要は浪費で飲み過ぎたとか、いろいろなことに使い過ぎたというようなことが多かったのですが、最近では、幾ら質問していても、いわゆる浮ついたお金というのがほとんどなく、スナックに行き過ぎたとかないんですかとか幾ら聞いても何も出てこない。本当にただただ生活苦という方が結構いらっしゃるというのを感じているところで

す。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 中村です。

川の手市民の会の現状は、これまで御報告しているとおおり、あまり変わっておりませんが、相談会としては件数が皆様のところとは違って多くありません。コロナでヤミ金の相談は増えたのですが、そちらもなくなりました。

相談会以外の柱として、相談会育成のための勉強会の開催や広報とかにも力を入れていきたいというのが課題とっております。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、神原所長、お願いいたします。

○神原所長 足立区、神原です。

足立区としても、同じく若年層の多重債務の相談は、昨年12月現在ですが、基本的には同水準となっています。内容的にも、やはり同じく副業だったり投資など。詐欺も副業や投資と一緒にのかなと思うのですがそのような相談が多くなってきているというのが現状です。

○高村相談課長 ありがとうございます。

奈良委員、お願いいたします。

○奈良委員 八王子市の場合、今年度4～11月の間では、多重債務の相談件数が59件ありました。平均的な借入額、契約金額は190万円弱となっています。やはり20代から働き盛りの50代ぐらいまでの方からの相談が一定数あるという形で、20代がどうなっているのかという経年推移は調べていないので分かりませんが、20代の御相談の中では、恋愛関係でお金を貸したとか、借金して相手にお金を渡したけれども、返ってこないで返せないというような御相談やまれにギャンブルもありました。30代から50代になると、やはり生活のため、住宅ローンや生活費を補うための借財が多いと感じます。

ちょっと驚いたのが、80代、90代の方からの相談で、その内容に共通項がありました。以前に借金していて、もう払い終わった、あるいは払えなくて住居を転々としている間に、返済の督促が来なくなった。そのまま自分も年老いて行って、40年ぐらい前に借りた9万円の借金に、突然86万円の利息をつけて返せという通知が来たというような、もう払い終わったのにもかかわらず、また利息等の請求が来たというようなものが、超高齢で80代、90代の当時のことは思い出せないという方に来ていることを考えると、認知の衰えが出てくる世代に向けて出している、あるいは過去の借金のデータみたいなものがどこかに流れているのではないかなどということ疑ってしまうような案件が3件ほどありました。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございます。

水村委員、お願いいたします。

○水村委員 瑞穂町の水村です。

うちの町は、本当に200人足らずの小さい組織ですので、消費生活相談は広く浅くというのが現状です。今、週2回だけ会計年度の相談員に相談を受けていただいております。それ以外は、申し訳ないのですが、東京都の窓口などを利用させていただいております。たまに相談電話を引き継ぐことがあります。電話をかけてくる方がちょっと切羽詰まった状態で話してくるので、続けなければいけないという気がしておりますし、続けていきたいと思っております。

うちは、若い人というよりは、報告書を見ていると、お年寄の方がインターネットで定期購入したのだけれども、解約の連絡がつかないとか、電話勧誘の送りつけで、キャンセルしたいけれども連絡がつかないとか、どちらかという一昔前のような状況で、デジタルデバインドも一緒に解決していかないといけないという状況でございます。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、阿部委員、お願いいたします。

○阿部委員 消費生活部企画調整課の阿部でございます。ありがとうございます。

先月新聞を読んでいましたら、多重債務者が急増しているというニュースが出ていました。今日の各機関からの御報告にも相談件数が増えているということでしたが、それと一致しているところだと思います。本日、御報告いただきました法テラスの方、日本クレジットカウンセリング協会さんをはじめ、各機関の方々に御協力いただいて、相談に当たっていただいていること、本当に感謝いたします。

その新聞記事にもあったのですけれども、若い方の多重債務が増えているということが書いてありました。その入口として、スマホで気軽に借金ができてしまうというようなことも、その一因になるのではないかみたいなことが書かれていました。以前、1990年代に多重債務が問題になったころ、テレビコマーシャルが非常に多くて、そのようなこともあって借入れへの抵抗感をなくし、多重債務を助長しているのでは、との指摘がありました。今はその状況が変わってきて、スマートフォンが入口になってきているんだなというふうに思って、その新聞記事を読んでいたところでした。

状況が変わっても、相談を受けて、多重債務に苦しんでいる方々をそこで救っていくというの必要ですし、新たな多重債務者を生まない、ということを考えていく必要があります。スマホが入口となって借金をしやすくなっているということもありましたが、若い方々にきちんと啓発をしていくことも必要なのかな、と考えています。先ほど貸金業協会様からの御報告もありましたけれども、若い方々向けのいろいろな手立てもやっていただいているということで、今日の御報告をお聞きしまして、とても感謝するところです。ありがとうございます。

もちろん我々消費生活行政の中でも、きちんと金融経済教育というのも事業の一つに据えてやっているところでございますし、これからも引き続きしっかりとやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、平様、よろしいでしょうか。

○平課長代理 福祉局で多重債務再生窓口をやっています。皆様の御報告と同じように、やはり相談件数はかなり増えていまして、去年だと4,000件ぐらいあったのが、もう

既に4,000を超えるぐらいの勢いになっています。それから、ケースの中によっては困難な事例が増えてきているということと、それは精神疾患であったり、発達障害の病識がなかったりすると、そこを精神保健センターにつないだりとか、より対応が困難だったりとか、回数を繰り返したりとかということがございます。

再生窓口は精神保健福祉センターとも連携していきまして、それから、弁護士会とも連携していきまして、より福祉的な要素の方の課題と、短期的には債務整理という課題も同時並行する形で日々やっております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

続きまして、貸金業部会のほうの委員で臼杵委員、お願いいたします。

○臼杵委員 せっかくですので、警察に対するヤミ金相談の件数です。これは手集計で、警察白書と前後する可能性があるのですが、7年中1～12月末で241件です。前年が305件で減少しております。うちSNSやファクタリングに関するものにつきましては59件の相談を受理している状況でございます。

検挙の主な事例を2点お話しさせていただきます。

まず、昨年3月、クレジットカード決済による天然石販売を偽装して、価値のない天然石を高値で買い取らせて、商品代金の一部をキャッシュバックするという方法で融資をして、実質的に金銭の貸付けを行うもので、商品代金と払戻金との差額が利息になるという計算によりまして、クレジットカードのショッピング枠の現金化を高金利事犯ということのみなしまして、いわゆる半グレ、トクリュウグループ13名を検挙いたしました。これは珍しく決済代行会社も含めて共犯とみなして取締りを実施いたしました。

次に令和7年9月に新宿歌舞伎町のホストクラブの女性客を対象としたヤミ金グループ。新宿駅周辺の道路上に車を駐車しまして、そこに入れ替わり立ち替わり、風俗店従業員の女性をターゲットとして、ホストの売掛金の支払いに困窮した者を対象として金銭の貸付けを行っていたもので、30万の貸付けで300万返済させるというような事案もございました。

このとおりSNS上で今、たくさんの有害情報が投稿されていきまして、この有害情報の削除要請を昨年1年でおおむね7,000件ぐらいやっております。ひどいものについては、ヤミ金ランキングと称して1位から5位まで、優良店と自負してるのですが、これをよくよく調べると、1位から5位まで全部同じ人間がやっているというような状況

でございます。

今後も犯行ツール対策として、携帯電話、それから口座凍結、有害違法情報の削除要請をヤミ金の取締りと並行して実施していきたいと思っておりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○高村相談課長 ありがとうございます。

長尾警部補、よろしくお願いいたします。

○長尾警部補 長尾と申します。

当課では、事件の取締りと並行いたしまして、各種対策を行っております。その中でも、東京三弁護士会の先生方と協力いたしまして、若者に対する暴排教育というものを行っております。小学校から大学まで各年代に合わせた暴排教育を行っているのですが、その中でも、投資詐欺などについて広報啓発活動を行っております。

また、昨今のトクリュウ事件に絡みまして、美人局の事件も発生しております。それは美人局の被害に遭いまして、200万円を払えと、ここに誓約書があるんだから、それを書いただろうということで借金を背負わされるような事例もあります。こちらに関しましては検挙いたしまして、解決という形にはなっているのですが、このような対策を通じまして、各種広報啓発活動に努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高村相談課長 ありがとうございます。

中尾委員、よろしくお願いいたします。

○中尾委員 中尾です。

先ほど冒頭の御挨拶の際に、特別機動調査担当ということで、不適正取引指導、特定商取引法であったり、また東京都の条例に基づきまして、不適正な取引を行う事業者を行政指導したり、行政処分をするといったような部署でございます。大体、指導と処分を合わせて年間90件程度を進めておりまして、それにおきましては、こちらのセンターさん、また区市それぞれのセンターさんからの情報提供であったり、各センターが見つないでくれた消費者に対し、聴取というものがとても欠かせません。

その中で、最近、例えば街頭でキャッチに遭って、高額な貴金属などを買わせられるというような被害の情報も寄せられており、若者がクレジット契約をさせられてしまった。どんな状況だったのかを当事者から聴き取る中で、若干発達障害なのかなと思われる方も

いて、そういう若い消費者からも丁寧に聞き取らなければならない。実際そういう被害に遭ったという自覚が、もしかしてないかもしれない。ご本人よりどちらかという、御家族の方が気づいて、トラブルに巻き込まれているのではないかと、いち早く、我々の調査に御協力いただけたことがありました。周りの方たちの気づきがあれば、多重債務の入口でシャットアウトできるような事例もある中で、実際になかなかそういう方たちが周りにいなくて、世間に埋もれてしまっていることもあるかと思えます。社会の気づきというのはとても大事だと思いますし、なかなかコミュニティーが希薄な中で、いかにそれを法であったり、条例であったり、さらに社会のセーフティーネットがきちんとすくい上げていけるのが重要です。どちらかという事業者の改善指導に向かう我々の立場からも、今まさに国で法改正の動きがあるというふうにも聞いておりますが、我々の指導であったり処分を後押しするような法整備を進める国の動きなども引き続き注視し、さらによりよい社会を形成していきたいと考えてございます。

○高村相談課長 ありがとうございます。

オブザーバーの方々から何かございますでしょうか。

○福岡オブザーバー 東京都消費生活総合センターの消費生活専門課長の福岡でございます。

感想となってしまう部分もあるのですが、当センターは、先ほど報告もありましたが、他団体でも若年層の相談が増加傾向にあるということで、やはり皆様、同じようなことで悩まれているのだなということを再確認いたしました。当センターに寄せられる相談の中でも、副業などをきっかけに、SNSなどで見かけたところにアクセスをして、それでオンライン会議などで簡単にもうかるようなお話を受けて、結果的に100万円以上のコンサルタントの契約ですとか、そういった講座の契約などを結ばされる。そして、一番問題なのは、本来学生であれば多額の借金ができないはずなのに、今は消費者金融などではスピード審査で1社につき30万から50万、それをその場で1社、2社、3社という形で指南を受けて、すぐに100万円以上の借金を抱えてしまう。その後の返済については、契約して副業などでもうかるからというのを安易に信じてしまうという消費者側のリテラシーはあるのですけれども、そういったスピード審査の問題などもあるかなということを常々考えております。

また、先ほど関東財務局の東京財務事務所の岩崎委員の資料にもありましたが、最近では発達障害の方々からの御相談も増えているのは実感しているところでございます。そうい

った方々は、本人が気づかずに、周りの方が気づいたときにはもう既にかかなりの負債を抱えていたりというようなことも多いですし、かつ、周りの方が気づいたり、御本人も気づいて御相談されても、その後また、変な言い方をしますとカモにされてしまうといますか、同じようなことを繰り返してしまう。御本人様も自覚がないという部分もありまして、そういった方々の解決というのが、センターとしてはできる範囲が限られておりますので、非常に悩ましいなと考えております。

ほかの団体でも同じような傾向が見られるのだなということが大変参考になりました。今後とも引き続き、連携、協力していければと思います。よろしく願いいたします。

○高村相談課長 それでは、皆様から御意見をいただきましたので、この後、質問もしくは気がついたことなどがありましたら、御意見いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 司法書士会の安藤でございます。

今日は警察の方がいらっしゃるので、関係して司法書士会で問題意識を持っていることをお話しさせていただきたいと思えます。

債務整理の相談をお伺いする中で、特に司法書士会では更生施設、要は路上生活から自立へ向かってステップを踏むための宿泊所や緊急一時保護センターなど出前相談を行っているのですが、要はだまされて、あるいは本人がちょっとした小遣い目当てで、口座をつくって、お金を少しもらって売ってしまうということがあります。これは本人の意識の濃淡があるのですが、ほとんどだまされている人もいれば、小遣いが欲しくて能動的にやっている人もいます。過去に売った口座がヤミ金融とかで使われて、その結果、犯罪に使われた口座ということで、その口座は使えなくなってしまう。

そこまではいいとして、その後、その方が自立しようとなったときに、どこの銀行に行っても、あなたは口座をつくれませんと言われてしまう。それが結局、自立の妨げとなり、そこがネックになって就職できない、あるいは生活保護から抜けられないという相談を結構受けることがあるのです。

私もヤミ金の口座として使われていますとして金融機関や警察に連絡をすると、今は本当に速やかに、びっくりするぐらい早く口座が凍結されます。口座を止める道筋はすぐくできていると思うのですが復活するための道筋が整備されていない、どういうルールで戻せるのかが分からないというのが、現場での意識としてあります。どのような法律に基づ

き、どのような運用なのか、どういうルートで手続をすれば口座がつかえるようになるのか、そのルートがないと、結果的にずっと生活保護を受けて自立できませんという方がいるので、もし何かアドバイスをいただけたらありがたいです。その辺り、言えることと言えないことがあるかなと思います。もしこの場でお伺いできることがありましたら、お話しいただければと思います。いかがでしょうか。

○臼杵委員 細かい法律の根拠というか、法的根拠は分かりませんが、解除した一例としましては、まずその本人が過去に口座凍結をされるということは、これは犯収法違反に該当します。いわゆる隠蔽、隠匿です。犯行の財産を隠匿するという、基本的には犯収法違反になるのですけれども、その手続は置いておいて、例えばその本人がもうつくっていませんよということであれば、その口座を止められた銀行に対して、口座凍結は警察がやるのではなくて、銀行さんにやっていただく。我々はあくまでも口座凍結を要請するというだけの話なので、解除するしないの最終的な判断は銀行さんになるのですけれども、当然我々が要請をしているので、その止められた銀行さんに、何で俺の口座が止められているのかをしっかりと本人に確認させてください。本人が確認をして、いや、これはあなた、犯罪に使われましたよと。あなたが売買した過去がありますよねということになるのですけれども、どこの警察で止められているのかを聞いてもらえばいいですね。

それを確認したら、今度、その本人が警察のほうに、もう今はやっていませんし、例えば警察に取締りを受けて処分を終わっているのであれば、もう終わって、これから正規の立ち直りの生活をしたかったので解除してもらいたいという要請をまず警察のほうにしてもらおう。もしくは銀行のほうに、今はもうやっていないと。銀行のほうも、今、こういう方から解除の要請が来ていますというのが差し止めた先に来ますので、その段階で、おそれがないのか、あるのか、その辺を検討して、もしよろしければ、もう解除して結構ですよということで解除するケースはあります。

しかしながら、大半がどうしても繰り返してしまうのです。一度解除しても、それで新しい口座をつくると、またすぐ売却してしまうとか、そういったふうに、今すごく他人名義の口座の価値が上がってしまって、すごく高い値段で売買されているような状態ですので、その辺のところだと思います。

止められた警察もしくは止められた銀行のほうに、本人に確認させて、本人が全くそういうことにはもう使用しないんですということの確認が取れるのであれば、それは解除されると思います。それが今、解除の一例でございます。

○安藤委員 どうもありがとうございます。大変参考になりました。

ちょっと余談になりますが、ヤミ金で客振りといって、今まさに警察の方からお話があったように、他人の口座をつくるという難易度が上がっていますので、お客さん同士で振り込ませるやり方があります。ヤミ金から5万円とか借りたつもりになっているけれども、それは別の顧客が払っている。要するに、返済期日になると、前日の3時に電話しろと言われて、そこで振込先の口座を教えられますが、そこで次の顧客に5万円払っている。ヤミ金に返しているつもりで、別のヤミ金の利用者に払っている。客同士が振り込みしている。

だから、こちらは被害の相談を受けて、払った先はヤミ金の口座だと思って凍結をすると、実は別の利用者です。凍結してしばらくすると、何だかよく分からなくて銀行が急に使えなくなったという電話がかかってきて、当方はヤミ金から電話がかかってきたと思って話をしていると、あれっという変な感じがして、うそをついているようでもないしと、よくよく話を聞いていると、ヤミ金を利用している客だと。ああ、やられちゃったんだと思いますよという話になることが結構あります。

そういうこともあって、要はヤミ金を利用しているだけなのに口座がロックされるというところもあるので、対応に苦勞するようなことがございます。

以上です。

○高村相談課長 参考になりました。ありがとうございました。

ほかに何か、この際、聞いておきたいこととか、意見とかがございましたら、お願いします。大丈夫でしょうか。

それでは、次第4、その他となっておりますが、何かこのほか報告しておきたいこと等ございましたら、お願いいたします。

貸金業部会はいかがですか。

それでは、皆様、大丈夫でしょうか。

そうなりますと、以上をもちまして、本日予定した議事は終了いたしました。

全体を通して、何か御意見等がなければ終了とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局のから連絡事項がございます。

○佐々木課長代理 次回の会議日程についてですが、令和8年の7月頃を予定しております。日程調整については、改めて御連絡させていただきます。

こちらは相談部会の予定になりますが、貸金業部会の予定はいかがでしょうか。

○沼賀統括課長代理 貸金業部会のほうは、4月の下旬か5月の上旬ぐらいを予定しておりますので、その際はまたよろしくお願ひいたします。

○佐々木課長代理 どうもありがとうございました。

相談部会は7月頃を予定しております。こちらもまた改めて御連絡をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○高村相談課長 本日は、皆様からそれぞれの御所属における相談の状況、取組について大変貴重な御報告をいただき、有意義な会議になったと存じます。深く感謝申し上げます。

引き続き、皆様と緊密に連携しながら、多重債務問題の解決に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これをもちまして、令和7年度相談部会・貸金業部会の合同会議を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

午前11時23分閉会